

審査基準及び標準処理期間整理個表

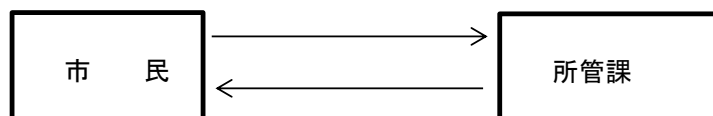
番号 23

処 分 名	一草庵の庵の使用料の減免	
処 分 の 概 要	一草庵の庵の使用料の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市一草庵条例(平成21年条例第6号)	
条 項	第7条	
所 管 課	文化財課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	<p>松山市一草庵条例施行規則第7条各号のいずれかに該当するものであることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市一草庵条例</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 委員会は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>○松山市一草庵条例施行規則第7条</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第7条の規定により使用料を減免することができる場合及び減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市が主催し、又は共催する事業に利用する場合 全額</p> <p>(2) 教育課程の一環として、市内の児童生徒及びその引率者が使用する場合 全額</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか教育長が特別の理由があると認める場合 その都度教育長が定める額</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。